

② 施策を展開すべき方向性

1. 情報基盤の整備

国レベルで把握すべき情報を効果的かつ効率的に収集及び活用する手法と体制を検討し、体系的な情報と知見の充実を図ります。また、生物多様性の保全上重要度の高い海域を、科学的知見を踏まえて抽出します。



2. 海洋生物多様性への影響要因の解明とその軽減政策の遂行

海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用を適切に進めていくためには、対象となる問題の原因と、その影響の軽減のために取組を行うべき関係者を特定し、関係者間の連携を図りつつ、問題解決にふさわしい手法と手順により施策を講じていきます。



3. 海域の特性を踏まえた対策の推進

生態系の特徴や主要な影響要因が異なる沿岸域と外洋域などの海域の特性を踏まえた保全及び持続可能な利用に関する対策の推進を図ります。



4. 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

国立公園等の既存の制度を活用した適切な海洋保護区の設定を推進するとともに、管理の充実及び強化を図ります。また、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から、それらの海洋保護区の効果的なネットワーク化のあり方を検討し、必要な場合は新たな制度も検討します。



5. 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進

海洋の生物多様性に関して、現状とそれが有する様々な価値、保全の必要性等について、科学的情報と知見を発信し、国民に対する普及広報に努めます。また、海洋保護区のネットワーク形成に向けて、関係する様々な主体の協働と連携の推進や、社会活動の中での生物多様性の保全と持続可能な利用に関する高い意識の醸成を図ります。



環境省自然環境局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館

電話：03-3581-3351 (代表) 平成24年1月

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性



海洋生物多様性保全戦略

海は地球の生命を維持する上で不可欠な要素であり、
人類は海から様々な「海の恵み」を得て暮らしています。

しかし近年、国内外の海洋の生物多様性は悪化していると言われています。

このリーフレットで紹介する海洋生物多様性保全戦略は、
生物多様性国家戦略2010に基づき、生物多様性条約における国際的な目標や、
海洋基本法、海洋基本計画などを踏まえ、平成23年3月に環境省が策定したものです。



生物多様性とは

生物多様性は、長い進化の歴史を経て形づくられてきた生命の「個性」と「つながり」のこと。
多様な動植物が存在しているという「種の多様性」だけでなく、
同じ種であっても地域等によって違いが生じる「種内（遺伝子）の多様性」や、
森林や河川、干潟、サンゴ礁などの「生態系の多様性」も含まれます。



環境省



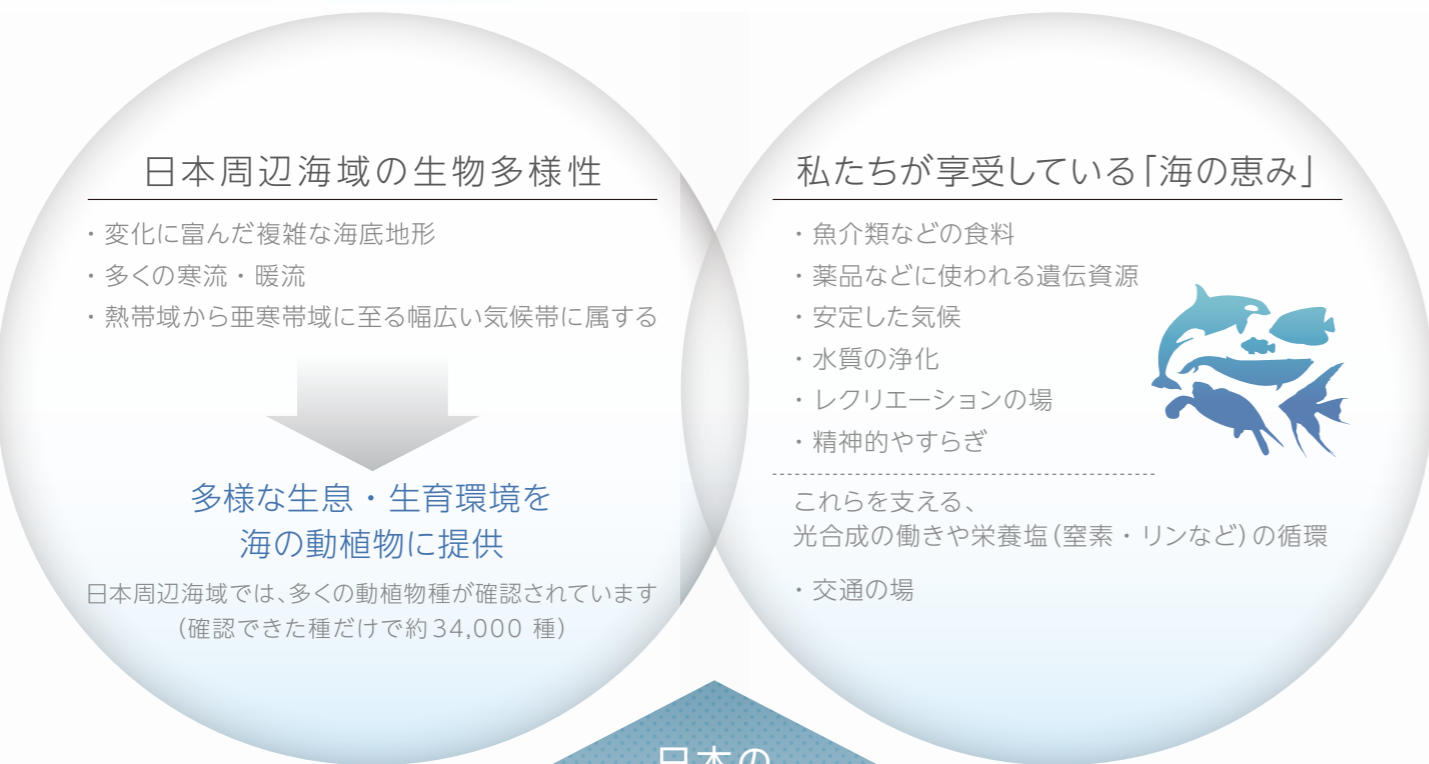
目的

海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能なかたちで利用すること。

そのために、日本が管轄権を行使できる海域を対象に、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について

① 基本的な視点と、② 施策を展開すべき方向性を示します。

現状と課題



- ・ 生物の生息・生育場の減少をもたらす物理的な改変
- ・ 生態系の劣化をもたらす海洋環境の汚染（汚水・廃棄物の排出、油や化学物質の流出など）
- ・ 漁業に関連する問題
- ・ 生態系の攪乱をもたらす外来種の移入
- ・ 気候変動による影響（海水温の上昇、海水面の上昇、生息域の変化など）

① 基本的な視点

1. 海洋生物多様性の重要性の認識

海洋の生物多様性と、それが供給する様々な恵みを認識することが重要です。生態系から得られる恵みを長期的かつ継続的に利用するためには、健全な生態系を維持管理していくことが重要であり、また、その保全と持続可能な利用を継続的に進めていくためには、海洋の生物多様性の重要性が、経済活動や社会生活の中で適切に評価され、その保全が価値あるものとして位置づけられることが不可欠です。



2. 海洋の総合的管理

■ 沿岸域

陸と海は、土砂、栄養塩などの移動を通じ、密接に関連しています。また、沿岸域の生き物のなかには、生活史に応じて住み場所を移動するものも多くなります。

したがって沿岸域については、陸と海とのつながりを考慮しながら総合的管理を進める必要があります。



■ 外洋域

海洋の連続性や海洋生物の広域にわたる移動等を踏まえ、近隣諸国をはじめとした国際的な連携が重要です。

3. 我が国周辺の海域の特性に応じた対策

沿岸域と外洋域ではその生態系の特徴や主要な影響要因が異なっており、緯度や海流、海底地形によっても海洋の環境は大きく異なります。海域の特性を踏まえた保全及び持続可能な利用に資する対策の推進が重要です。



4. 地域の知恵や技術を活かした効果的な取組

歴史的な経緯や伝統的な知恵を踏まえた地域住民による保全や管理の活動を評価するとともに、地域の多様な主体の参加とその連携体制の整備も重要です。



5. 海洋保護区に関する考え方の整理

■ 海洋保護区とは

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域を指します。
→具体的には、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面等々の既存制度が該当します。

■ 海洋保護区の現状と課題

既存制度の活用による充実と、既存制度の効果的な組み合わせ等による効率的な海洋保護区のあり方を考えるとともに、知見の充実や社会的状況の変化等も踏まえ、適切な対策又は制度の検討も、継続的に行っていく必要があります。